

## 障害保健福祉関係主管課長会議資料

## 母子保健対策の推進について

## 1 周産期医療ネットワークの整備について

平成8年度より、母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を整備する「周産期医療ネットワーク」の整備を進めており、「子ども・子育て応援プラン」において、平成19年度までに、全都道府県において周産期医療ネットワークを整備するという目標を掲げている。また、障害者基本計画に沿った「重点施策実施5か年計画」においても周産期医療ネットワークの整備を図ることとしている。

そのような中で、昨年8月に未整備の奈良県において、産婦の死亡事故が生じたことは誠に遺憾であり、これも踏まえ、今後の周産期医療ネットワークの的確な整備と一層の充実を図るため、「周産期医療ネットワークの整備について」（平成18年11月6日付母子保健課長通知）を各都道府県に発出したところである。

周産期医療ネットワークが未だ整備されていない自治体については、早急な整備をお願いするとともに、整備されるまでの間、現行の体制の中で、妊産婦等に対する迅速かつ適切な医療の提供をお願いする。（未整備県：秋田県、山形県、岐阜県、奈良県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県）

既に整備されている自治体についても、現行の体制の点検及び更なる充実をお願いする。

国においては、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）の整備に対する補助や、総合周産期母子医療センターの運営、周産期医療ネットワークの整備等に係る補助を行うなど、引き続き、自治体の取組への支援に努めていくこととしているので、活用されたい。

## 2 「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」について

児童虐待が急増する中、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消することが児童虐待の防止にもつながる事が認識され、子どもの心の問題に関する診療を行うことができる専門家の確保が急務となっている。

さらに、平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大している。

しかしながら、我が国では、心身症や精神疾患及び虐待による心の問題や発達障害などの子どもの心の問題に対応できる小児科医及び児童精神科医がきわめて少ない状況にある。

そこで、雇用均等・児童家庭局においては、平成17年3月より「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの医師の養成方法について、有識者や関係学会による検討を行い、平成18年3月に平成17年度報告書を取りまとめたところである。

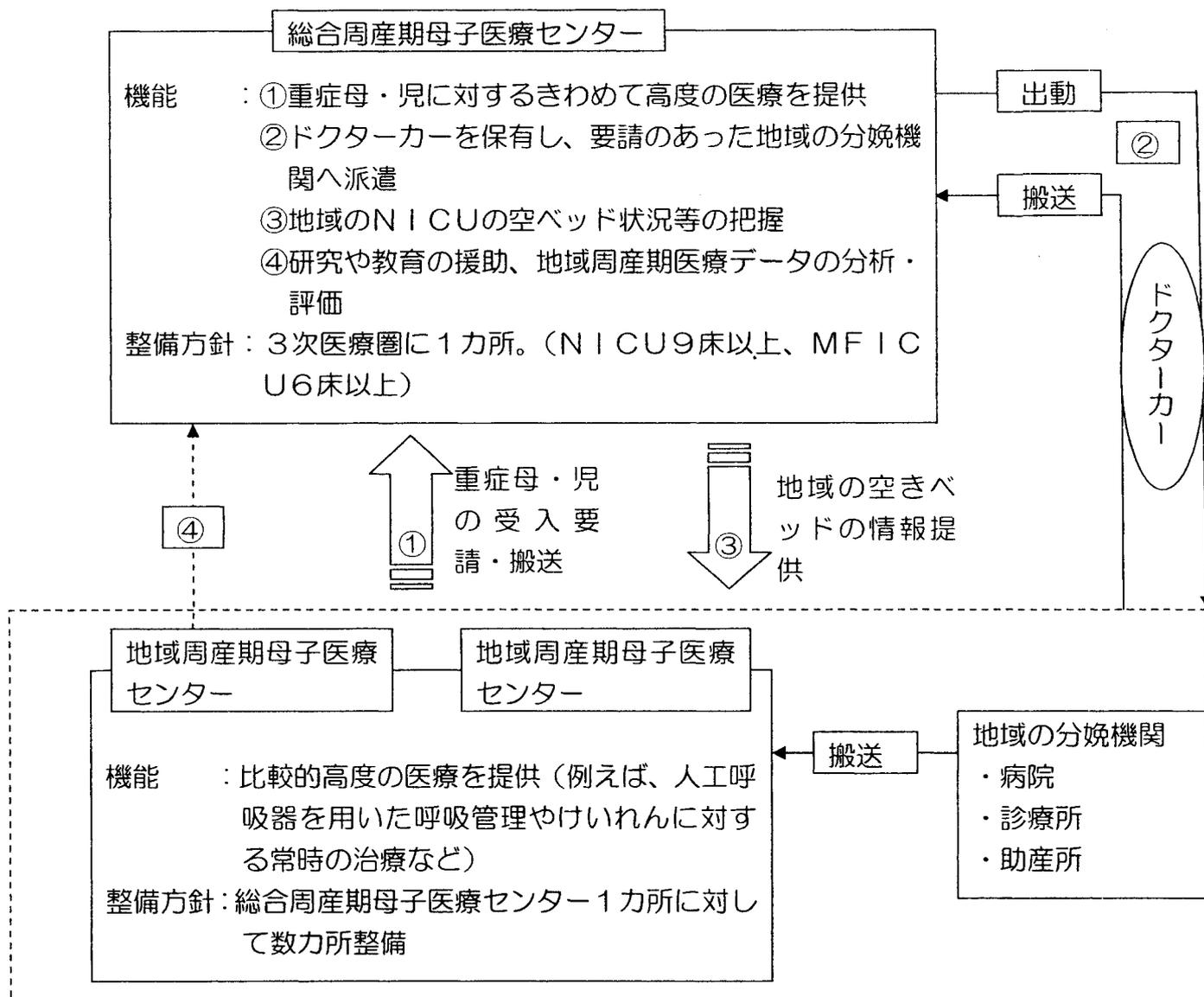
平成18年度は、これらの成果を踏まえつつ、研修テキスト及びカリキュラムを作成するとともに、専門医療機関においてより専門的な診療を行う医師の養成方法についても検討を行っているところである。

平成19年度は、このような検討の成果等を自治体、関係学会や大学関係者等に広く提供し、専門家の養成を推進することで、心の問題を抱える子どもや家族の支援を行っていくこととしている。

なお、平成17年度報告書等の検討会の資料及び議事録は、厚生労働省のホームページで公開しているので、ご参照いただきたい。

## 周産期医療ネットワークについて

救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制の整備を図る。



※NICU：新生児集中治療管理室

MFICU：母胎・胎児集中治療管理室

平成 19 年 1 月 23 日  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、虐待防止対策室

## 児童虐待防止対策の強化について

児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護などの措置が適切に行われるとともに、市町村や関係機関等の連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが緊喫の課題であるため、社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における検討を踏まえ、下記の措置を講じることとし、今般、児童相談所運営指針等の改正を行ったところである。

### 記

#### I. 児童相談所運営指針等の改正（本日付けで通知を改正）

##### 1 虐待通告の受付の基本を徹底

- ・ 虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録票に留めた上で緊急受理会議を開催することを徹底する。

##### 2 安全確認に関する基本ルールを設定

- ・ 児童相談所の虐待対応において、迅速かつ的確な対応が求められていることから、安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記する。
- ・ 市町村においても安全確認を行うことを明確化する。
- ・ 市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護の実施に関し、通知できる仕組みを導入する。

### 3 「きょうだい」事例への対応を明確化

- ・ 児童記録票は、世帯単位ではなく、相談を受理した子どもごとに作成する。
- ・ 「きょうだい」事例の場合、ハイリスク家庭として対応することを徹底し、虐待の兆候が認められた場合には、危険度が高いことを踏まえ、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討することを明確化する。あわせて、一時保護決定に向けてのアセスメントシートを見直す。

### 4 すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー

- ・ 児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、定期的に現在の状況を会議で検討することとする。

### 5 関係機関相互における情報共有の徹底（要保護児童対策地域協議会の運営強化）

- ・ 児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び要保護児童対策地域協議会への提供を義務づける。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関が、すべての虐待事例について進捗管理台帳を作成することとし、実務者会議等の場において、定期的に（3か月に1度程度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする仕組みを導入する。
- ・ 児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、対応する。
- ・ 児童相談所は、養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に対し通知できることを明確化する。

### 6 その他

- ・ いじめ相談に対応する際の留意点を明記する。

## II その他の措置

### 1 措置解除に関するチェックリストの策定（本年夏を目途）

- ・ 保護者の改善状況の評価、子どもの意思、児童養護施設等の意見、措置解除後の援助計画、主担当機関、保護者の遵守事項と不遵守の場合の対応措置など、措置解除に関するチェックリストを策定する。

### 2 転居ケースへの対応強化（本年夏を目途）

- ・ 住居変更の際の児童相談所の管轄、対応方法などについて明確化を図る。

### 3 出産前後の対応強化

- ・ 母子健康手帳（任意記載様式）に、産後うつ、乳幼児揺さぶられ症候群、車中放置の危険性について明記する。（本日付けで、母子健康手帳（任意記載様式）の通知を改正）
- ・ 平成19年度より実施予定の生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）において、リスクアセスメントを実施する。
- ・ 新生児訪問指導の対象に虐待ケース（「きょうだい」事例を含む）を追加する。（平成19年度より実施予定）

(参考)

社会保障審議会児童部会

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員

岩城	正光	NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事長
上野	昌江	大阪府立大学看護学部教授
奥山	眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
○柏女	霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
坂本	正子	大阪府東大阪子ども家庭センター所長
津崎	哲郎	花園大学社会福祉学部教授
西澤	哲	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
◎松原	康雄	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

◎：委員長、 ○：委員長代理